

鹿嶋市長 様

誓 約 書

茨城県浄化槽設置事業費等補助金交付要項第6条第1号の規定により、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 浄化槽法（昭和58年法律第43号）（以下「法」という。）第7条第1項の規定により、浄化槽を設置及び浄化槽の構造又は規模を変更した場合は、水質に関する検査を受検すること。
- 2 法第10条第1項の規定により、浄化槽の保守点検及び清掃を法令に定められた回数行うこと。

(1) 保守点検

分離接触ばつ気方式，嫌気ろ床接触ばつ気方式，脱窒ろ床接触ばつ気方式

処理対象人員が20人以下は年3回以上

処理対象人員が21人以上50人以下は年4回以上

上記以外の場合（大臣認定型など） 年__回※以上

※維持管理要領書等に記載されている回数を記載してください。分からない場合はメーカーもしくは浄化槽保守点検業者にお問い合わせください。
※多くの場合は年3回以上となっています。

(2) 清掃

年1回以上

- 3 法第11条第1項の規定により、毎年1回水質に関する検査を受検すること。

- 4 1，2及び3を実施しなかった場合は、補助金を返還すること。

住所

氏名

(署名又は記名押印)

電話番号